

2024年(令和6年)

11月号 vol.266

千葉市消費生活センター

暮らしの情報

いずみ

ひかがらん



令和6年9月 相談件数



441件

(前月比: ▲44件)

(前年同月比: ▲53件)

掲載内容

- 11月は「計量強調月間」
- 行ってみよう! 講座・講演・イベント情報
- 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意
- 感染症から守り隊! 感染症予防の基本は、手洗いです!
- 消費者被害注意報

## 11月は「計量強調月間」



日常生活には「はかる」機会がたくさんあります。時間、長さ、質量など様々な「次元」において基準がつくられ、基準にそって正確に計量されるからこそ、安心して社会活動、経済活動を営むことができます。計量行政・計量制度の価値は、社会に信頼できる尺度を与えることです。

経済産業省では、計量制度に対する理解を深めるため、現行の計量法が施行された平成5年11月1日にちなみ、毎年11月1日を「計量記念日」とし、また11月を「計量強調月間」として、広く計量制度の普及や社会全体の計量意識の向上を目指しています。消費生活センターでは、その一環として「家庭用計量器無料検査」を実施します。計量器をご持参のうえ、お越しく下さい。



### 家庭用計量器 無料検査のお知らせ

予約不要

日 時	令和6年11月12日(火)・13日(水) (2日間) 13:00~16:00
場 所	消費生活センター1階 情報プラザ (千葉市中央区弁天1-25-1)
対 象 者	千葉市内に在住・在勤・在学の方
対象計量器	家庭で使用している血圧計(送気球で加圧するものに限る)、ヘルスマーター、体温計、温度計、キッチンスケール ※検査できない器種: 指や手首で計測する血圧計、耳式・非接触型体温計など ※修理は行いませんので、あらかじめご了承ください。

### 世界の物差し

世界の単位を表す言葉をご紹介します。(解釈は一例です。)

〈五劫の擦り切れ〉 劫(こう)はインド哲学の極めて長い時間の単位で、1つの宇宙が誕生し消滅するまでの期間とされています。落語「じゅげむ寿限無」にも出てくるこの言葉は、下界に舞い降りた天女の羽衣が巨大な岩の表面を撫で、岩が擦り減ってなくなるまでの時間を一劫とし、その5倍という、とてつもなく長い時間を意味します。

〈刹那せつな〉 きわめて短い時間、瞬間。仏教の最小時間単位で、1/75秒とも言われています。

〈盲亀浮木もうきふぼく〉 目の見えなくなった老海亀が百年に一度海上に浮き上がってきた時に、偶然大海に漂っている穴の空いた流木に首を突っ込むというたとえ話で、出会ったり、物事が実現したりすることがきわめて難しいことなどを表します。

# 行ってみよう！ 講座・講演・イベント情報

参加  
無料

消費生活に役立つ知識や情報を学ぶ絶好のチャンスです。  
是非お気軽にご参加ください。

## 悪質商法等被害防止講演会 (高齢者向け)

11/1~  
申込受付

悪質商法や詐欺から身を守るには？  
最新事例を交えて、現役の警察官と  
消費生活相談員が伝授します！

定期購入の対処方法に  
ついて初めて知りました。  
いつかこういうケースが  
あったら対処してみようと思  
います。

11/19 稲浜公民館  
(火) (美浜区稲毛海岸 3-4-1)

時間 14:00~15:40

11/28 土気公民館  
(木) (緑区土気町1631-7)

講師 警察官・消費生活相談員

11/29 千城台公民館  
(金) (若葉区千城台西2-1-1)

定員 各会場 30名(先着順)

申込 消費生活センター

\*手話通訳が必要な方は  
11/14(木)までにお申込みください。



昨年度  
受講者の声

☎ 043-207-3602 FAX 043-207-3111 (氏名・電話・FAX 番号・お住まいの区・希望日を明記)

## サポーター養成講座 高齢者見守りのポイント

11/1~  
申込受付

## 子どもの事故を防ごう！ パパ・ママトークカフェ

申込要

弁護士と消費生活相談員による講演と  
グループワークから、最新の消費者トラブル  
の事例を知り、高齢者を取り巻く悪質商法  
の手口や見守りのポイントを学びましょう。

家庭内、生活の場で発生する子どもの事故を防ぐため  
に必要な視点や対策を、専門家とともに考えます。

日時 12/10(火) 10:00~12:00

場所 消費生活センター

講師 弁護士・消費生活相談員

定員 25名(先着順)

申込 消費生活センター

☎ 043-207-3602



11/30 蘇我コミュニティセンター  
(土) (中央区今井 1-14-43)

12/17 パルシステム千葉パルひろば☆ちば  
(火) (中央区新町 18-10)

1/15 生活クラブいなげビレッジ虹と風  
(水) (稲毛区園生町 1107-7)

時間 10:30~12:00 定員 申込フォームで確認

講師 太田由紀枝さん (Safety Kids いずみ代表)

申込 千葉県生活協同組合連合会

ホームページの申込フォームから



## 消費者教育ポスター入賞作品展

市内の小・中学生を対象として、「エシカル消費」をテーマとした消費者教育ポスターを募集しました。  
入賞した10作品を展示しますので、お近くにお立ち寄りの際はぜひご覧ください。

テーマ

エシカル消費～あなたの買い物が未来を変える～



消費者庁  
イラスト集より

## 展示スケジュール

11/19(火)~25(月) (最終日は16:00まで)

★ そごう千葉店 地階 そごうギャラリー

12/5(木)~25(水) (土・日曜日を除く)

★ 千葉市役所 1階 情報ステーション

1/21(火)~2/3(月) (最終日は10:00まで)

★ 千葉都市モノレール 千葉駅改札内  
ステーションギャラリー

「エシカル」とは、「倫理的な」という意味です。

「人・社会・地域・環境にやさしい買い物」のことを  
エシカル消費と呼びます。自分にとっても社会にとっても  
良い買い方として、いま注目されています。

必要な時に必要  
な量だけ買う：  
無駄を減らし、  
資源を大切にし  
ます。

地元の商品を買  
う：地域経済  
を支え、輸送に  
よる環境負荷を  
減らします。

マイバッグや  
マイボトルを使  
う：使い捨ての  
プラスチックを  
減らします。

# 子どもによる医薬品の誤飲事故に注意

病気やけがをした際に役立つ医薬品ですが、家庭内や帰省中の実家など、子どものいる環境では誤飲事故に注意が必要です。



## 事故を防ぐために

- ◇ 子どもの手の届かない、見えないところに必ず保管する
- ◇ 服用後は放置せずに、すぐに片付ける
- ◇ 医薬品を使う様子を子どもに見せない



万が一誤飲した場合は、同じものを持参して医療機関を受診しましょう。

※引用元:「こども安全メール from 消費者庁」

### 事例1

子どもの近くにチョコレートと喘息の薬の包装があった。子どもが毎日1錠ずつ内服していた薬だが、お菓子感覚で28錠食べてしまい入院となった。(7歳)

### 事例2

祖父母の家に滞在中、子どもが空の薬ケースを持ってきて「食べた」と言った。祖父用の高血圧と糖尿病の薬が3日分無くなっていった。(3歳)

# 感染症から守り隊！感染症予防の基本は、手洗いです！

寒くなってくると、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が流行り始めます。毎日元気に過ごす為にも、日々の感染症予防が大切です。



## 水と石けんで、ウイルスは減らすことができます！



約100万個  
手洗いなし

約数百個  
石けんで10秒もみ洗い  
↓  
流水で15秒すすぎ

約数個  
「石けんで10秒もみ洗い  
↓  
流水で15秒すすぎ」  
を2セット

※ 参考:森功次ほか(感染症学雑誌, 80:496-500, 2006)

## 手洗いのタイミング

公共の場所から  
帰った時



咳やくしゃみ、  
鼻をかんだ時



ご飯を食べる  
前と後



病気の人のケア  
をした時



外にあるものを  
触った時



トイレの後



色々なものに触れることで、手にはさまざまな菌やウイルスなどが付着している可能性があります。正しい手洗いを行うことで、菌やウイルスを減らすことができます。

正しい手洗いの方法は、

こちらを検索



手洗い後、汚れが残りやすいところ



- ・指先や爪の先
- ・指と指の間
- ・手のシワ
- ・親指

千葉市 手を洗っていますか

検索

## 通信販売の「定期購入トラブル」 カウントダウンに惑わされないで！



悪質商法  
ひっかからん蔵

【事例】スマートフォンの広告で、美容パックが「初回お試し490円！」「特別価格終了まであと10分」という販売サイトを見て焦って注文したところ、4回まで解約不可の定期購入だった。販売業者に電話したが繋がらず、解約できない。

### 消費者トラブル防止のために

- カウントダウンは消費者を焦らせて購入に誘導する手口かもしれません。**まずは落ち着いて、広告内容、最終確認画面、特定商取引法に基づく表記など、すみずみまでをよく確認してから注文しましょう。**
- 電話が繋がらない場合は、解約できる期間内に何度も電話で解約を申し出ようとした証拠（電話の発信履歴など）を残し、解約できる期間を過ぎた場合でも、解約交渉してください。また、チャットやメールで解約できる場合もあるので解約方法をよくご確認ください。
- **通信販売はクーリング・オフできません。** 解約・返品したい場合は、あらかじめ広告に表示されている返品特約に従うことになります。
- ルール違反の広告や最終確認画面により、消費者が誤認して申込みをした契約は取り消せる可能性があります。困ったときは消費生活センターへご相談ください。

### ルール違反の広告等の例

#### 【販売サイト】

- 安い価格や美容の効果が強調され、契約内容が小さかったり離れていたりする。
- 何度もスクロールしないとサイト全体を見ることができない。



#### 【最終確認画面】

- 契約内容や条件などの表示が小さい、何度もスクロールしないと確認できない。
- 「定期購入かどうか、2回目以降の代金、解約方法」が明確に表示されていない、または表示が目立たない。

#### 最終確認画面



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く